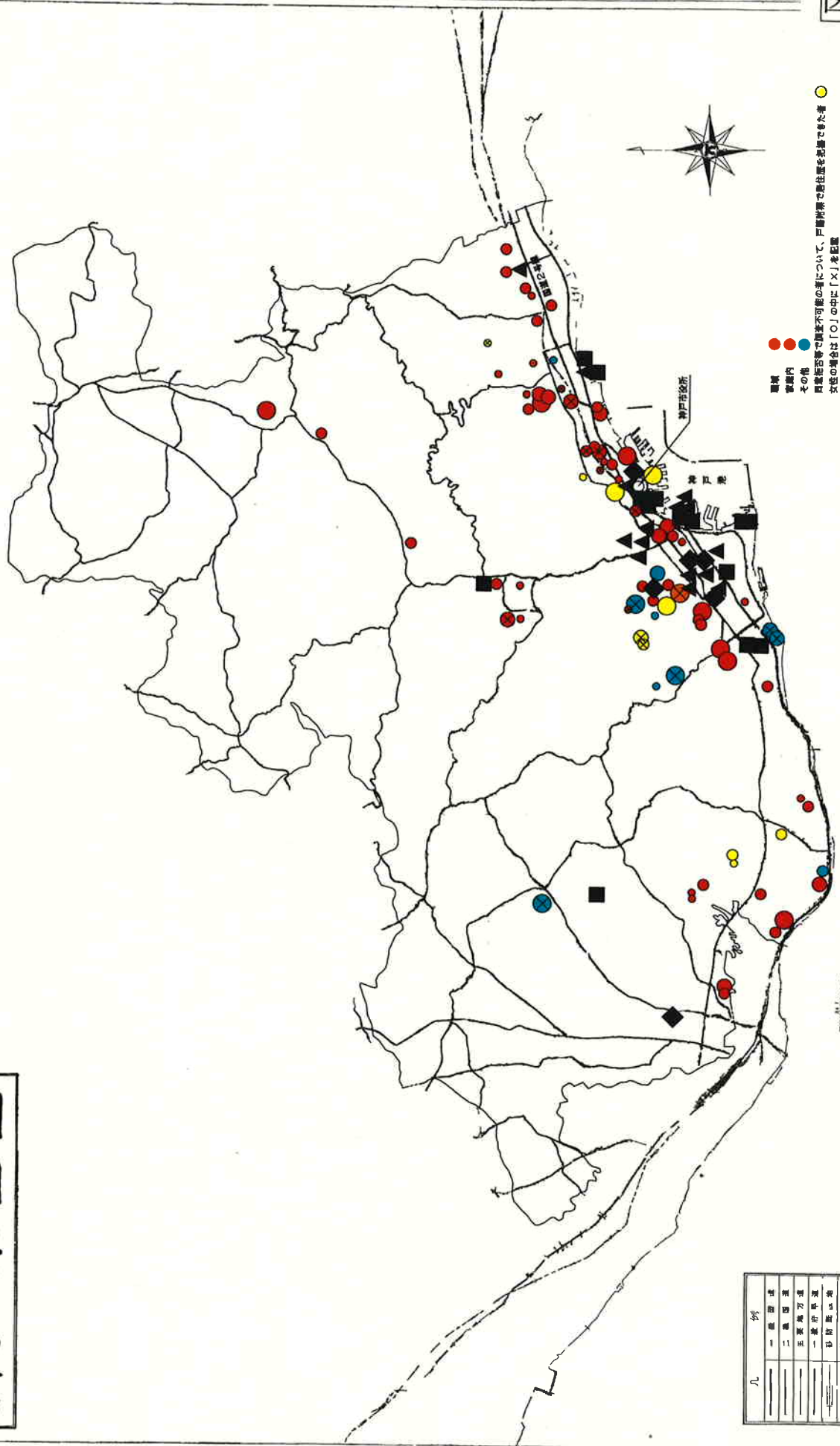


神戸市全図



図

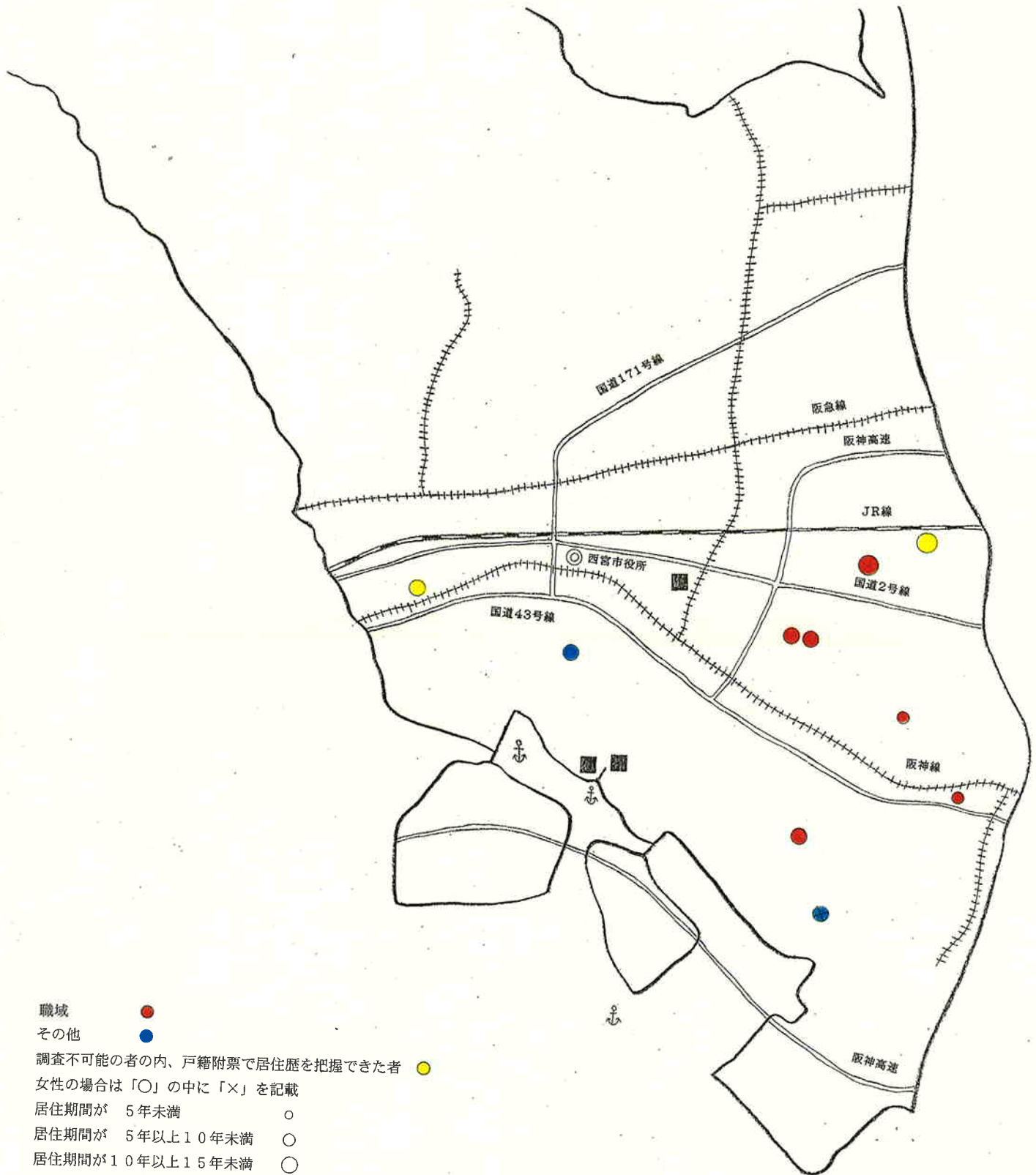
3

- 区界
- 区界内
- その他
- 同輩等で調査不可能の者について、戸籍附票や居住歴を記載した者
- 女性の場合は「○」の中に「X」を記載
- 居住期間が 5年未満
- 居住期間が 5年以上10年未満
- 居住期間が 10年以上15年未満
- 居住期間が 15年以上20年未満
- 居住期間が 20年以上
- 居住期間が不明
- △ その他の公的資料に基づく施設
- ◆ 昭和30~40年代の電話帳に記載のある石積建屋事務所

凡例	
—	一 区界
○	二 区界内
●	三 調査対象者
○	四 居住期間が 5年未満
○	五 居住期間が 5年以上10年未満
○	六 居住期間が 10年以上15年未満
○	七 居住期間が 15年以上20年未満
○	八 居住期間が 20年以上
○	九 居住期間不明
△	十 その他の公的資料に基づく施設
◆	十一 昭和30~40年代の電話帳に記載のある石積建屋事務所

1:200 1000 2000 3000 4000 5000

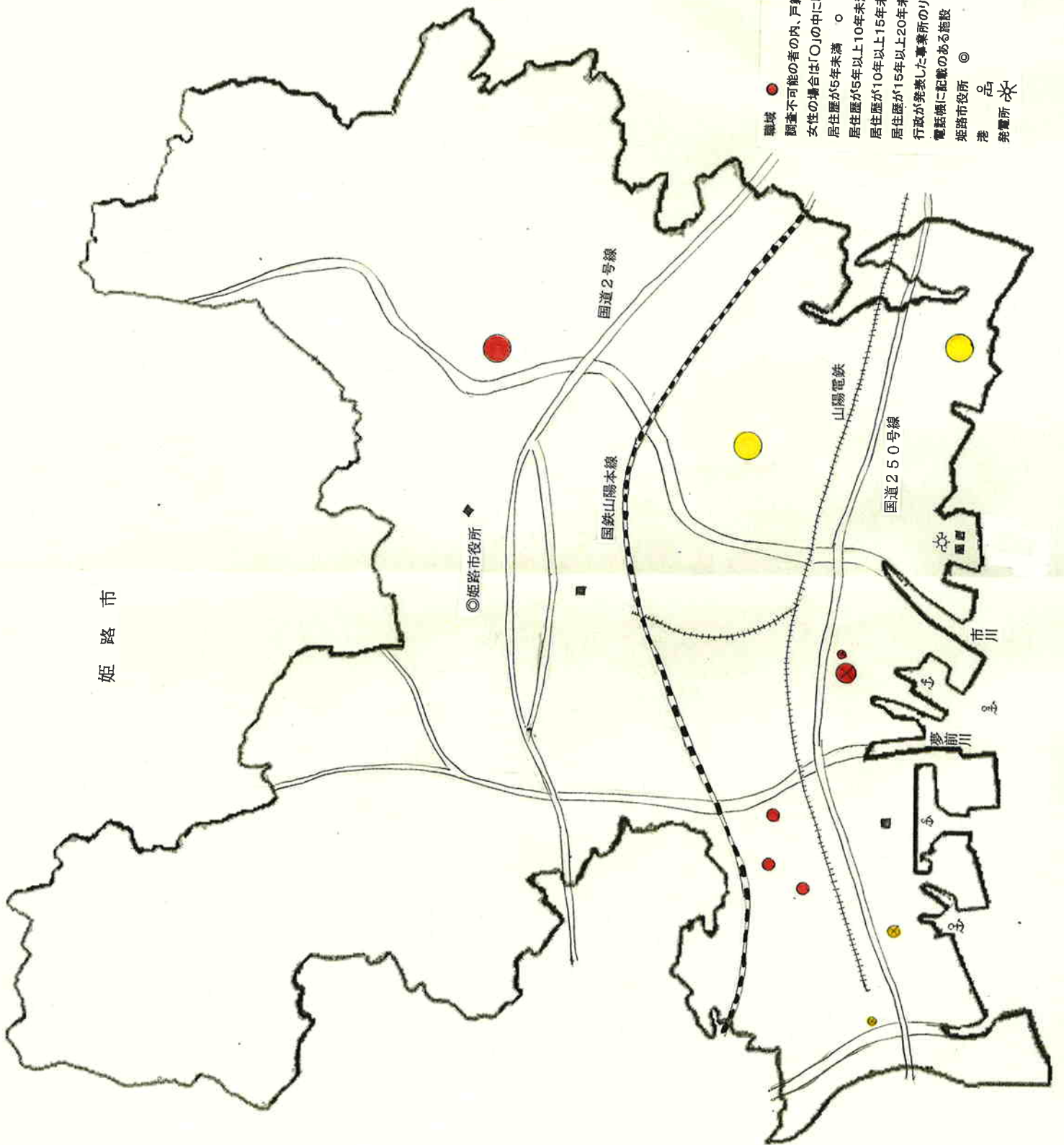
西宮市



- 職域 ●
- その他 ●
- 調査不可能の者の内、戸籍附票で居住歴を把握できた者 ●
- 女性の場合は「○」の中に「×」を記載
- 居住期間が 5年未満 ○
- 居住期間が 5年以上10年未満 ○
- 居住期間が10年以上15年未満 ○
- 居住期間が15年以上20年未満 ○
- 行政が発表した事業所のリストに基づく施設 ■
- 西宮市役所 ○
- 港 錨



姫路市



- 調査不可能の者の内、戸籍附票で居住歴を把握できた者
- 女性の場合は「○」の中に「x」を記載
- 居住歴が5年未満
- 居住歴が5年以上10年未満
- 居住歴が10年以上15年未満
- 居住歴が15年以上20年未満
- ◆ 行政が発表した事業所のリストに基づき施設
- ◎ 電話帳に記載のある施設
- ◇ 姫路市役所
- ★ 港
- ✳ 発電所